

Ⅱ 人権教育の基本的な方針と重点目標

1 人権教育の基本的な方針

人権指針では、各人権課題の解決を目指し、学校等[※]、家庭、地域社会を通じて、幼児、児童生徒をはじめ広く県民に人権尊重の精神を培う人権教育を総合的に推進するための基本的な四つの方針を定めた。

1 県民が主体となる人権教育

2 生涯を通じた人権教育

3 人権感覚を培う人権教育

4 共生の心を醸成する人権教育

この人権教育の基本的な方針に基づき、実施方針では、県教育委員会、市町村教育委員会、学校等における重点目標を示し、人権教育を実施する。

※人権を尊重する心と態度を育てるには、幼児期の教育が重要な役割を担っていることから、人権教育実施の関係機関として幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校に保育所を含めるため、「学校等」とする。

2 重点目標

1 県民が主体となる人権教育

県民一人一人が、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、一人一人が人権問題に関する正しい理解を深め、課題の解決に向け主体的に取り組めるよう人権教育を推進する。

重点目標 (1) 「人権が尊重される社会を確立する担い手であることの認識を図る」

ア 人権尊重の理念についての理解

- 自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるという人権尊重の理念についての理解を図る。
- あらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発を行い、人権が尊重される社会を確立する大切さについての理解を図る。

重点目標 (2) 「人権問題を身近な問題として捉えるための、正しい理解を図る」

ア 人権問題の正しい理解

- 憲法、人権関係国際文書等における人権の概念及び人権が持つ価値についての理解を図る。
- より身近な事例に基づき、人権問題についての理解を図る。

イ 多様な体験活動や学習機会の充実

- 地域の実態に応じた多様な学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等を推進する。

重点目標 (3) 「人権課題の解決に向け、主体的に取り組むための人権教育を推進する」

ア 主体的な取組の推進

- 一人一人の個性を伸ばす学習活動の充実を図る。
- 自ら考え、主体的に判断する力や実践力を育成するため、参加体験型学習を推進する。

イ 学習環境の整備

- 学習者の興味・関心、実態等に応じた弾力的な学習計画を作成する。
- 学習者の人権を尊重する視点に立って学習環境を整備する。

2 生涯を通じた人権教育

生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、学校等、家庭、地域社会において、相互に連携を図り、県民一人一人の生涯を通じた人権教育を推進する。

重点目標 (1) 「発達段階を踏まえた学習に取り組む」

ア 発達段階を踏まえた学習計画の作成

- 幼児期からの発達段階に応じた学習計画を作成する。
- 学習者自身の身近な生活と結び付く、実態に応じた学習計画を作成する。

イ 学習内容、学習方法、学習機会の充実

- 幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象とした学習内容や学習方法の充実を図る。
- ライフスタイルに応じたあらゆる場や機会を通じて人権教育・啓発を行う。

重点目標 (2) 「学校等、家庭、地域社会相互の連携を図る」

ア 家庭教育の重視

- 家族愛や親子の触れ合いの大切さについての理解を図る。
- 家庭における人権教育の大切さについての理解を図る。

イ 地域に根差した人権教育の取組の充実

- 地域住民に人権教育の機会を提供し、参加・交流できる学習を推進する。
- 学校や社会教育施設を中心として、学校等、家庭、地域社会が相互に連携を図り、人権教育に取り組む。

3 人権感覚を培う人権教育

県民一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、人権感覚を身に付け、人権への配慮が態度や行動に現れるような県民の育成を図る人権教育を推進する。

重点目標 (1) 「人権を尊重することの重要性について理解を図る」

ア 人権についての学習

- 人権の概念及び人権が持つ価値についての学習を実施する。

イ 人権課題についての学習

- 人権課題の解決に向けて、様々な人権問題についての理解を図る。
- 学習計画に人権の視点を明確に位置付け、意図的・計画的に人権課題についての学習を実施する。

重点目標 (2) 「人権感覚を育成するための参加体験型学習を実施する」

ア 「人権感覚育成プログラム」の活用

- 人権が持つ価値や重要性を受け止めるような感性や感覚を育成するため、「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を実施する。

イ 発達段階や実態を踏まえた参加体験型学習の実施

- 人格形成の早い時期から、人権感覚の育成を図る。
- 発達段階や実態に応じて参加体験型学習を系統的に展開し、継続的に行う。

重点目標 (3) 「人権感覚を人権課題解決に向けた実践力につなげる」

ア 自他の人権を守ろうとする実践力の育成

- 自他の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図る。
- 自己の大切さを自覚し、誰もが安心して、自由に生きる権利を持っていることを実践的に学べる機会を提供する。

イ 実際の行動に結び付ける実践力の育成

- 人権感覚と知的認識とを結び付け、問題状況を変えようとする人権意識を育て、実践力につなげる。
- 人権課題の解決に向けて計画的な学習を進め、その解決のために取り組もうとする実践力を育成する。

4 共生の心を醸成する人権教育

自他の人権について正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を尊重し合う共生社会を築くための人権意識を高め、自己実現を目指す行為や多様な考えを認め合う等、共生の心を醸成する人権教育を推進する。

重点目標 (1) 「自他の人権についての正しい理解を図り、その権利の行使に伴う責任への自覚を促す」

ア 自立心の育成

- 主体的に生きるライフスタイルの確立のため、自らの考えで行動しようとする自立心を育てる。
- 個性や能力を伸長する意義を理解し、自らを高めようとする姿勢や態度を育てる。

イ 共生社会の理解

- 共生社会とは、人権を尊重し合う社会であり、共生社会の実現には社会的責任が伴うことについての理解を図る。
- 自ら選択した行動の結果には、社会的責任が伴うことについての理解を図る。

重点目標 (2) 「人権意識の向上を図る」

ア 自他の人権を守ろうとする人権意識の向上

- 人権への配慮が態度や行動につながるような人権意識の向上を図る。
- 自他の人権を守り、人権侵害を予防・解決するために必要な実践力の向上を図る。

重点目標 (3) 「望ましい人間関係を築き、社会参加を促進する」

ア 望ましい人間関係の構築

- 様々な人々との出会いや交流を重ねることにより、望ましい人間関係を築くことの大切さについての理解を図る。
- コミュニケーション能力の育成を図るとともに、社会のルールや基本的なマナーが必要なことについての理解を図る。

イ 社会参加への促進

- 自分と他者をつなぐ「共生の心」を育むために、豊かな人間関係を築く楽しさや素晴らしさに気付くような社会参加の機会を増やす。